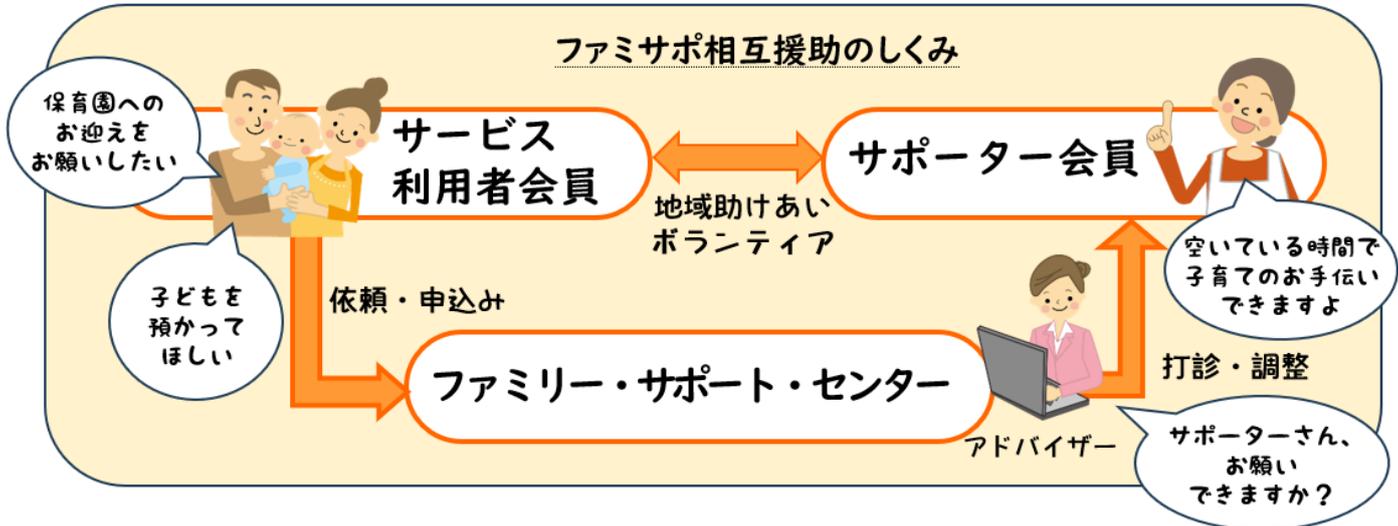




ファミリー・サポート・センターについて

ファミリー・サポート・センター(通称ファミサポ)とは、地域で安心して子育てができるように、「子育ての援助を受けたいかた」と「子育ての援助ができるかた」が会員となり、地域住民同士で子育ての支えあい(相互援助活動)を行う会員組織です。



1

ファミサポの援助は会員同士の信頼と合意のもとに成り立つ、有償・有料の子育て支援の**ボランティア活動**です。子育ての補助を行うものですので、簡易かつ短時間の援助となります。

2

希望する内容のすべてに対応できるというお約束はできません。援助の内容や時間、また、地域によっては、**援助できる会員が見つからない場合もあります。**

3

有償であっても、ベビーシッター等のような**職業的・専門的保育を行うものではありません。**お金のお支払いは援助に対するお礼の気持ちという性格のもので、サービス利用者はお金でサービスを買うというのものではないことをご理解ください。



会員の種類



サービス利用者会員

・子育ての援助を受けたい 生後6ヵ月～小学校6年生までの子どものいるかた



サポーター会員

・健康で、子どもが好きなかた、子育ての援助ができるかた
 ・センターの講習会を受講したかた



両方会員 (サービス利用者会員とサポーター会員を兼ねた会員)

・子どもを援助してもらうこともあるが、援助をすることもできるかた



援助内容

(1) 援助対象の子ども 生後6カ月 から 小学校6年生までの子ども

(2) 依頼できる援助 ○

- ・保育所・幼稚園の登園前の 預かり 及び 送り
- ・保育所・幼稚園のお迎え 及び 帰宅後の預かり
- ・朝の預かりと小学校及び放課後児童クラブへの送り
- ・小学校及び放課後児童クラブのお迎え及び 帰宅後の預かり
- ・子どもの病気回復期における預かり
- ・保護者等の外出時（通院、冠婚葬祭、他の子どもの学校行事等）の援助
- ・短時間・臨時の就労時の援助
- ・保護者等の病気、その他の急用の場合の援助
- ・仕事と育児の両立等（リフレッシュを含む）のために必要な子どもに対する援助

※内容によってはご希望に沿えない場合もありますので、ご了承ください。

※自動車を使用する送迎援助は、対応できるサポーター会員が少なく、ご紹介できない場合があります。



(3) 依頼できない援助 ✕

- ・子どもが病気のときの援助（急な病気による保育施設等への迎え含む）
 - ・宿泊を伴う援助
 - ・子どもを入浴させること
 - ・医療行為（病気回復期の投薬依頼書以外の薬の服用介助、軟膏の塗布、エビペン等）
 - ・保護者が不在の場合のサービス利用者会員宅での預かり
 - ・子どもに対する援助以外の援助
- 例）・家事援助・保護者の代わりに学校行事等へ参加（引き取り訓練、授業参観等）





利用時間と活動費、預かり場所

- (1) **利用時間** 原則午前7時から午後7時
 ※会員間で合意した場合、上記以外の時間も可能
 ※日付をまたぐ援助は不可

- (2) **援助活動費** 基本 子ども1人あたり1時間 700円

「援助活動費」は労働の対価としての賃金ではなく、お互いが気持ちよく援助し合えるためのものです。サービス利用者会員にとっては援助に対する誠意と感謝の気持ちを表すもの、サポーター会員にとっては責任をもって援助をすることへの励みになるものです。

援助活動費は、原則として、援助活動終了後、サービス利用者会員が、サポーター会員に直接支払います。

援助活動日及び援助活動時間		1時間あたりの援助活動費(基本金額)		
		1人	兄弟の複数援助	
			2人	3人
【基本時間】 7時～19時	平日(月～金曜日)	700円	700円+350円 1,050円	700円+350円+350円 1,400円
	土・日・祝日 及び 年末年始(12/29～1/3)	900円	900円+450円 1,350円	900円+450円+450円 1,800円
【時間外】 上記以外の時間	1時間あたりの 加算額	200円	200円+100円 300円	200円+100円+100円 400円



兄弟と一緒に援助する場合、
2人目からは1人の基本金額の半額になります。
時間外に加算額も半額になります。

- (3) **預かり場所** 原則サポーター会員宅となります。
 ※会員間で合意した場合はサポーター会員宅以外(公園や子育て支援センター、商業施設など)でも援助可
 ※保護者が在宅の場合に限り、サービス利用者会員宅でも援助可





入会から援助までの流れ

援助を受けたいかた

援助をしてもらうこともあるが、
援助を行うこともできるかた

援助をしたいかた



申込兼登録書を作成



【申込兼登録書】

新規サポーター・両方会員講習会を受講

申込兼登録書をセンターに提出

入会登録完了後、センターより会員証を発行します

サービス利用者会員

両方会員

サポーター会員

入会登録を
ただけでは、
サポーター会員
のお探しは
できません。
必ず、
依頼受付票を
ご提出ください!

依頼内容が決まったら

依頼受付票(子ども1人につき1枚)をセンターに提出



【依頼受付票】

※右記二次元コードから申請可能
※援助をお願いしたい当月2カ月前から受付可能

センターから
利用者会員の紹介・打診

サポーターの調整

センターのアドバイザーは、サービス利用者会員から依頼を受け付け、
依頼地域・内容に該当するサポーター会員に打診します。

センター
アドバイザー

大事!

援助可能なサポーター会員が
見つかった場合

事前打合せを行います!

- ☑サービス利用者会員と子ども、サポーター会員、アドバイザーにて顔合わせ及び援助の確認をします。
 - ☑サービス利用者会員は事前打合せ票を事前打合せの3日前までにオンラインで提出
- ※事前打合せは、原則センター開所時間内に行います。



【事前打合せ票】

援助可能なサポーター会員が
見つからない場合

地域等の範囲を広げて対応します。
※ただし、見つからない場合もあります。

事前打合せ終了後の依頼のしかた

- ①サービス利用者会員からサポーター会員へ直接 依頼日時の相談をしてください。
- ②サービス利用者会員は、サポーター会員から了解をいただいたら、依頼予約した旨をセンターに連絡してください。

※センターに連絡をしていない援助活動は
補償保険の対象になりません。

援助スタートです♪

援助活動が終わったら

サービス利用者会員

サポーター会員に感謝の気持ちを伝え、サポーター会員が作成した援助活動報告書を確認の上、署名し、活動費の支払いをしてください。

サポーター会員

- 援助活動報告書を作成し、サービス利用者会員に内容の確認と署名をしてもらってください。
- 活動費を受け取ってください。
- 援助活動報告書は翌月3日迄にセンターへ提出してください。